

# 第11回産業動物臨床・家畜共済委員会の会議概要 (産業動物臨床部会常設委員会)

I 日 時 平成22年11月29日(月) 13:00～16:40

II 場 所 日本獣医師会・会議室

## III 出席者

### 【委員】

副委員長	横尾 彰	日本獣医師会理事
	麻生 哲	大分県獣医師会会長
	一澤 正	茨城県獣医師会理事 (茨城県農業共済組合連合会事業部審査役)
	日下雅人	徳島県獣医師会理事 (徳島県農業共済組合連合会家畜診療所所長)
	近藤信雄	岐阜県獣医師会会長
	佐々木春男	福島県獣医師会 (佐々木家畜医院院長)
	菅澤勝則	千葉県農業共済組合連合会家畜部長
	出口喜雄	福井県獣医師会 (福井県農業共済組合家畜診療所総括所長)
	濱名張彦	北海道獣医師会理事(北海道農業共済組合連合会参事)
	西崎完治	岡山県獣医師会理事 (岡山県農業共済組合連合会家畜部長)
	三野營治郎	三重県獣医師会会長
(欠席)		
	上山 功	兵庫県獣医師会 (兵庫県農業共済組合連合会参事)
	酒井淳一	山形県農業共済組合連合会参事

### 【関係省庁】

農林水産省 加藤哲也 経営局保険監理官付家畜指導班第一家畜事故係長

【本会】 大森伸男 専務理事

## IV 議 事

- 1 第10回産業動物・家畜共済委員会の協議結果 (報告)
- 2 今期委員会報告の取りまとめについて (協議)
- 3 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の推進について (報告)
- 4 その他

## V 会議概要

(1) 大森専務理事から、大要以下の挨拶がなされた。

ア 4月の宮崎での口蹄疫の発生に伴い、現地での防疫支援要員の派遣や復興対策義援金の協力を感謝する。また、国の検証委員会では山根会長が座長を務め、72名へのヒアリングも含む計17回にも及ぶ会議の結果、報告書が提出され、平成23年の通常国会での家畜伝染病予防法の改正が予定されている。

イ 平成32年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」が8月に制定された。今後、各都道府県において都道府県計画を策定するにあたり、各地方獣医師会の会長が県の要請を受け、都道府県計画の策定に協力することになっているので、委員各位におかれては、本委員会での議論を踏まえ、また地域の特性に応じた都道府県計画の策定にご尽力いただきたい。

ウ 家畜共済制度については、昨年来の出来事を踏まえ、また政権交代もあり、民主党政権下で事業仕分けがあり、共済制度の見直しもなされる。色々な意味で改変がなされるのではないかと考えている。その中で、我々が以前から要望してきたことを踏まえた改正、新しい制度の構築、整備がなされることを望む。

エ 7月に産業動物担当の穴見理事が退任したことにより、規定に基づき、横尾副委員長に委員長代理として就任いただくので、ご了解願いたい。

(2) 次に、横尾委員長代理から、本委員会の運営に当たり、「1人での取りまとめは、少し荷が重いので、委員長である山根会長にも話してあるが、前期委員長を務めた近藤委員に補佐をお願いしたい」旨が委員各位に諮られ、全会一致で了承された。

### 1 第10回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（報告）

事務局から、第10回委員会では、以下の内容の協議・報告が行われた旨が報告され、了承された。

(1) 第9回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（報告）

(2) 家畜共済事業運営に係る事務処理等の対応について（協議）

獣医師の架空診療の不正請求の発覚、廃用対応の不適正事例が指摘され、国から業務改善命令が出されている件が紹介され、協議が行われた。

(3) 死亡・廃用牛の取り扱いにおける産業動物診療獣医師の責務等について（協議）

地方獣医師会からのと畜場の起立不能牛の受入れ拒否に対する要請に基づき、前期委員会で取りまとめた報告書を事務局から説明後に、意見交換が行われ、今後この報告書に基づき対応することが了承された。

(4) 獣医療提供体制基本方針見直しの検討状況について（報告）

農林水産省から状況説明が行われた後、質疑応答、意見交換が行われた。

(5) 委員会報告の取りまとめに向けて（協議）

今後、各県が県計画を策定する上での具体的な取り組みを提案する視点で取りまとめることとし、次回協議項目ごとに2名の委員に担当をお願いし、報告書の骨子(案)を委員から提出いただくこととされた。

## 2 今期委員会報告の取りまとめについて（協議）

- (1) 事前に各委員の分担によりまとめられた「産業動物臨床・家畜共済委員会における協議項目（報告書骨子案）」を基に、執筆した担当委員から補足説明が行われた後、意見交換・協議が行われ、項目ごとに整理すると以下のとおりであった。

### ア（前文）

骨子案の他に、現在の畜産をとりまく状況について述べる。例えば、家畜の飼養頭数は増加しているが、酪農家、畜産農家戸数が激減している状況下で、なぜ産業動物臨床獣医師の確保が必要なのか、畜産あつての獣医師という大前提の話等。

### イ 「1 産業動物診療獣医師の確保」

#### (ア) 「(1) 獣医学教育の改善」

- a 先ず現在の畜産をとりまく状況について述べ、その中で、獣医師の確保に触れるべきではないか。今の畜産のあり方を踏まえた上で、どのような役割を果たすべきか。例えば、家畜の飼養頭数は増加しているが、酪農家、畜産農家戸数が激減している状況下で、なぜ産業動物臨床獣医師の確保が必要なのか。畜産あつての産業動物診療獣医師という大前提を記載すべきである。
- b 獣医学部でも、牛や豚に触った事も無い学生が8、9割おり、先ずは大学内で牛・豚を飼育し、学生に1ヵ月程度世話をさせ、興味を持たせることから始めないと、産業動物に目が向かない状態である。
- c 骨子(案)の内容は、総体的に、本会が文部科学省や農林水産省等、関係各省に要望している事項に沿ったものであり、この方向で問題ないのではないか。
- d 獣医学教育の改善は以前からの課題であり、6年制教育になったものの、産業動物も含め、臨床教育の不備が指摘されており、これを充実させることにより、学生がより産業動物志向となり、即戦力型の獣医師を養成することに繋がる。
- e 獣医学教育は、2年前から文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」では、本骨子案の項目にある、教育改善をする上でのカリキュラムの整備、そのため必要な教員の人数、実施上の施設・設備の水準のあり方について協議されている。
- 大学での臨床教育においては、来年から参加型の臨床実習が実施されることとなっており、教官の責任において、学生の資質を踏まえた上で、一定レベルの軽微な診療行為も獣医学教育の一環の中で行えるようになる。
- f 畜産をとりまく状況が大前提であるという話は、前文等、然るべき箇所に書き、本項目については、概ね骨子(案)の内容とすることで了承された。

#### (イ) 「(2) 産業動物分野への獣医師の誘導を図るための措置を質・量ともに充実」

- a 素案には触れられていないが、獣医学系大学へ進学するのは、首都圏出身の裕福な学生が多く、地方で産業動物獣医師を夢見る学生にも門戸を拓けるべきである。修学資金制度は高校生にも広報し裾野を広げ、獣医学科に入学志望の学生が

活用できるよう拡充強化すべきである。

- b 一方では、入学枠の方で推薦制度等の少し違う形を取るべきではないか。
- c 中央畜産会の奨学金制度は、採用する組織等が半額を負担するが、1年生から6年間制度を利用した後、組織が予定どおり採用できるか、逆に学生が入学時の志望を持ち続けられるのか等の課題がある。

そこで共済関係では、先が見込める1～2年間を推進することとした。これにより雇う側も見通しがつき、学生側も5年生になれば、将来の方向も固まるものと思われ、近年、制度の利用人数が増えてきた。

また、あくまでも産業動物獣医師、家畜衛生公務員獣医師の確保に限られた仕組みであり、勤務獣医師が異動により対象外となるなど問題があると思われる。
- d 中央畜産会の修学資金制度については、事業仕分けの結果、基金は全額返還となり、平成23年度は、農林水産省の単年度の予算で要求すると聞いている。自治体においては独自に奨学金制度を作った所も一部あるようである。
- e 北海道では、5年間で3割の新人が農業共済から離職する。9年間では約半数程度になるとと思われる。奨学金云々ではなく、昔と異なり、今の学生は一定の職場に定年まで奉職しようという意識は希薄である。
- f 「修学資金」、「奨学資金」の制度より、重要なのは、経済動物の獣医師の処遇であり、学生の興味の対象でもある。

九州の自治体等で実施されている、就業1年目から10年後まで、調整手当を漸減する方法を全国的に広げるのが一番効果的と思われる。学生教育の質の向上、労働環境の改善等より、人材を確保するには処遇のあり方が重要である。
- g 今のほとんどの小中学生は、獣医師は犬猫の診療獣医師だと思っている。食肉、卵の供給等に獣医師が関わっていることを知らない。日本獣医師会、地方獣医師会がもっと長期的展望に立って小中学校に広報すべきである。
- h 本項目についても、概ね骨子(案)の内容とすることで了承された。

## (ウ) 「(3) 産業動物分野における労働をめぐる環境の改善(職場環境の整備)」

### a 「ア 産業動物獣医師の処遇改善」

#### (a) 「(ア) 家畜共済の家畜診療点数表の改善」

- i 農林水産省の加藤係長から以下のとおり発言があった。
  - (i) 診療点数表については、料率の改訂と同様、3年ごとに見直しを行うため、現在、診療点数表の改定に向けて作業中であり、平成23年の1、2月中に家畜共済小委員会を開催し、3月中に農林水産大臣が告示を行う予定で準備を進めている。

診療点数については、全体予算の中で調整することになるが、さらに適正な技術料になるよう課内でも検討を行い、最終的には家畜共済小委員会の中で適正な技術料となるよう調査審議いただく予定である。
  - (ii) 来年度予算では、共済掛金国庫負担金や事務費負担金が減額となっている。国家財政が非常に厳しい中で、適正な技術料を確保する一方で、なかなか全

体的な行政負担を増やすのも難しい。

- (iii) 骨子(案)において、「超音波検査及び第四胃変位整復手術について減点がなされるなど、全体予算の中でのやりくりに過ぎず」という文言があるが、「超音波検査」については、3年前の診療点数の改定時に、近年、検査機器の形態が異なってきたことと、価格が低下していることが理由となって引き下げられたという経緯がある。「第四胃変位整復手術」についても、技術的に容易となり、増点し過ぎという意見もあった。

この超音波検査と第四胃整復手術については、このような理由により点数が引き下げられたという事実もあり、単に全体予算の中での調整だけで決まったものではない。

- ii 委員からは、以下の意見があった。

- (i) 年度末開催の家畜共済小委員会では、既に予算も決定されており、全体の枠が決まった中で、一部分を調整して財源にするしか方法がないことに問題がある。
- (ii) 獣医師の技術料が、財源を理由に適正に評価されていないが、今後、一定の基準をもって判断いただきたい。
- (iii) 今の家畜共済制度の中では、国の財源は増やせず、農家負担を引き上げることも非現実的である。国の獣医師に対する評価の方法の方向性を改めて検討いただきたい。6年制の新規の獣医師が卒業し、高度獣医療技術を学びながらも研修体制は整備されていない。今後、国策として、診療体系、給与体系、診療点数のあり方を十分検討する必要がある。
- (iv) 財源が無いのは仕方がないが、それを理由に実際より低い技術料となっているのに、適正な額であるという国の考え方に問題があり、今後、検討いただきたい。
- (v) できれば、適正化等の調査は国の視点だけでなく、もっと実態を反映できるような調査としてほしい。
- (vi) ほとんどの開業獣医師が診療点数を目安にして診療料金を設定する。処遇改善には、これを見直してもらえない。いくら教育を充実しようが、国から財源がないという理由で、適正に評価されないような世界に若い人は参入しない。国の畜産のあり方を位置づけ、それに関係する人材の処遇等に反映させ、そのための政策の一つとして共済診療点数を上げる必要がある等、というような論議とすべきである。ただ、獣医師の給与を上げると言っているわけではない。

## (b) 「(イ) 獣医師雇上手当の改善」

- i 獣医師雇上手当については、適正な技術料の観点という事で、記載のとおり、国の負担とは少し分けて考えていただきたい旨の文言を入れた方が良くはないか。
- ii 本項目についても、概ね骨子(案)の内容とすることで了承された。

### **(c) 「(ウ) 公務員獣医師の処遇改善」**

- i タイトルの「公務員獣医師」を「勤務獣医師」に修正する。
- ii 九州の自治体では、初任給調整手当の調整措置等、公務員獣医師の処遇改善が図られているものもあるが、共済の獣医師も公務員に準じて、処遇改善措置がなされているかは把握できていない。  
北海道では、道庁の獣医師職員の処遇は改善されたが、共済の獣医師の改善には結びつかなかった。財源が、公務員は税金から、共済は農家の保険からという違いが原因とされている。
- iii 給与表については従来から言われているとおり、医療職（一）と同様の、獣医師職員の給与表を適用し、待遇改善を図るとする内容が求められている。
- iv 骨子案記載の内容としては、従来からの本会で出してきた方向性を踏まえた記述内容を加えることとされた。

### **b 「イ 職場環境の改善」**

- (a) 本項目についても、概ね骨子(案)の内容とすることで了承された。

## **ウ 「2 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備」**

### **(ア) 「(1) 新規獣医師への研修体制の整備」**

基本的に骨子案の方向でよいが、獣医師と農家のコミュニケーション能力養成については、コミュニケーション能力は、ツールであって伝えるべき本質ではなく、基礎的診断能力の育成の方が大事であるとの内容は踏まえつつも、あまり否定的でない表現にすることとされた。

### **(イ) 「(2) 中堅獣医師への研修体制の整備」**

- a 卒後研修を受けられない理由として、集中的に4～5日を休んで研修を受けられない。獣医師はいても、酪農家、畜産家がいなくなることも危惧される畜産を取り巻く状況等について議論すべきである。
- b 骨子案は、全体が見えない中で、初回の原稿を提出していただいた。農畜産を取り巻く状況については、前文等別な所で記述することとし、本項目については、本日の議論や全体を踏まえた上で、もう1度、加筆修正等することとされた。

### **(ウ) 「(3) 管理獣医師の育成」**

- a 骨子案の他に、養鶏や養豚の分野が希薄ではとの意見に対し、鶏や豚の検討は、全体の中で反映されるべきであり、ここの記述としては、鶏や豚の分野の臨床獣医師に講師等を依頼することも踏まえて、検討する必要があるとされた。
- b 本項目についても、概ね骨子(案)の内容とすることで了承された。

## **エ 「3 獣医療に関する国民の理解醸成の推進」**

- (ア) 獣医師会で行っている公益目的事業の推進に尽きる。食の安全・安心や、学校飼育動物支援活動でも青少年の健全な発達のために獣医師が関わっていることを普及啓発する。例えば、動物感謝デー、動物愛護フェスティバル、畜産フェア、日本獣医師会学会の市民公開シンポジウム等を活用して広報を推進すべきである。
- (イ) 日本獣医師会と地方獣医師会が一体となって実施することで、援護射撃ができると良い。
- (ウ) 本項については、今回会議の意見を踏まえ、わかりやすく例示も入れて骨子(案)の記述を膨らませることとされた。

#### オ 「4 家畜共済事業の整備・充実」

- (ア) 家畜共済事業については予算枠の中での診療点数表でしかない。その中で予算の枠自体が減少している。このような事態をどのように展望を開くのかを論議しないことには縮小均衡のジレンマにおちいる。
- (イ) 産業動物診療の基盤は家畜共済制度であり、技術料についてプラスアルファを求めるなら自由診療でどうぞおやり下さい的な発想で産業動物臨床の基盤が維持できるかははなはだ疑問である。
- (ウ) 農林水産省の加藤係長から以下のとおり発言があった。
  - a 「(1) 家畜共済制度の拡充」については、予防医療対応の導入等について提案されているが、農業者の損失補填をする、現行の農業災害補償制度を超えるような内容で、非常に対応が困難な旨理解願いたい。
    - 「(2) 家畜共済制度の充実」については、「家畜伝染病予防法との調整を図り」、とある。家伝法の改正に伴って、家畜共済制度を見直す必要が生じれば、当然検討するが、現時点では検討は行われていない。家畜共済は、契約に基づき支払うことが、保険制度として大原則なので、事故の後に契約時点まで遡っての契約内容を変更することは原則ありえない。しかし、今回の口蹄疫発生は、特別な状況だったという点を理解願いたい。
    - 「(3) 家畜共済事務取扱要領の改善」について、確かに平成21年11月の事務取扱要領の改正に伴い、運用面で作業量が増加したが、これ以外に有効な不正防止策が図られなかったという点については、理解をいただきたい。結果として獣医師の大きな負担となっている事も承知しているが、当面は他に有効な手段がなく、緩和できない。そもそも不正の原因が、制度の不備であれば、法改正に際して見直したいとの意識はあるが、法改正となると今後の予定は未定である。
    - 「(4) 事務合理化への具体的提案」については、見直したいという意識はあるが、法改正についての今後の予定等は未定である。
- (エ) 共済診療獣医師の処遇に関していえば、地方自治体の公務員獣医師の処遇の改善はある程度なされているが、これが共済診療施設の獣医師には及ばないのが現実である。

共済事業はB-Aの世界であり、ここに踏み込んでいかないと共済診療獣医師

そして共済事業に参加する産業動物診療獣医師の処遇には結びつかない。制度上の問題の解決が必要である。

(オ) 一澤委員からの意見として、当日配布された「法定伝染病に対する家畜共済の対応に関する提案事項について」をもとに、「①特定事故のうち法定伝染病を対象とした場合は、再評価の条件（成育中の家畜または肥育中の家畜）を除く。②家畜伝染病法により算出した評価額が共済家畜の価額を超えた場合は、その額と該当する共済家畜の価額を同額（期間中の再評価額）とする。」とする改善案について説明があり、訴訟になっていることや、即刻、法改正しなければ、家畜共済制度そのものが崩壊しかねないとの意見が出された。

(カ) 本意見は、1つの解決策としてはあるかもしれないが、かなり具体的な数値も記載されていることや、価額の問題にしても、本来、共済の評価と家伝法の評価が大幅に違うこと自体、不適切なことでもあり、骨子案に記載の内容に包含される内容であるため、本項目についても、概ね骨子(案)の内容とすることで了承された。

なお、一澤委員の意見については、問題点を整理した上で、家畜伝染病予防法の改正を踏まえて、今後必要に応じて検討することとされた。

## カ 「5 地域の実情を踏まえた産業動物獣医療提供体制の整備」

(ア) 本項目については、概ね記載の方向で進めることとされた。

(2) 報告の取りまとめについては、本会議の議事概要を作成後、委員各位に配布するので、本日の議論を踏まえ、各担当者はもう一度加筆・修正等をした上で、各担当項目を事務局に返送していただきたい。事務局ではそれを受け、取りまとめたものを次回の会議にかけ、最終報告とすることとされた。

## 3 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の推進について（報告）

(1) 事務局から、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の内容について報告が行われた後、特に管理獣医師向けの実習と高度獣医療に関する実習については、委員各位の所属組織を通じて、是非参加を募っていただきたい旨の依頼がなされた。

また、新規獣医師向けの研修会を受けた受講者が現場に戻って、受講内容を実際に実習し報告いただく現場実習についても協力が求められた。

## VI まとめ

横尾委員長代理から、報告の取りまとめについては、本会議の議事概要を作成後、委員各位に配布するので、本日の議論を踏まえ、各担当者はもう一度加筆・修正等をした上で、各担当項目を事務局に返送していただきたい。事務局ではそれを受け、取りまとめたものを次回の会議にかけ、最終報告とする方向である。

また、各都道府県における今後10年間の獣医療基本計画の策定にも、それぞれの立場でご尽力いただきたいとされた。